

## 通学定期券の不正購入・不正使用禁止について

本学において、学生が住所を偽って通学定期券を購入し、不正使用していたことが発覚いたしました。

通学定期券は、現住所から大学までを結んだ最短区間でのみ購入することができますので、現住所を偽って購入することは詐欺行為にあたります。その行為が発覚した場合、電鉄会社から、追徴金の支払いを求められるだけでなく、大学が通学定期券発行停止の措置を受ける可能性があり、多くの学生に影響を及ぼしかねませんので、正しい通学定期券の購入および使用をしてください。

以下の事項は絶対にしないでください。

### 在学確認証に関する不正

1. 大学へ届け出ている本人現住所以外の住所の記入
2. 現住所と大学までの最短区間以外の通学区間の記入
3. 大学の確認および訂正印無しの記載事項変更

### 通学定期券使用に関する不正

1. 通学定期券購入者以外の定期券の使用

以上

平成 20 年 11 月 19 日  
甲 南 大 学